

監査報告書

令和7年5月8日

学校法人 新潟工科大学

理 事 会

評 議 員 会

御 中

学校法人 新潟工科大学

監 事 戸 松 尚

監 事 関 矢 浩 章

私たちは、学校法人新潟工科大学の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同法人の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは学校法人新潟工科大学の令和7年3月31日現在の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以 上